

山形県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の改正について

1 趣旨

幼保連携型認定こども園を運営するためには、県が定める基準を満たし、知事の認可を受けることとされています。

上記基準は、国の基準^{※1}を踏まえて県の条例及び規則で定めていますが、「こども未来戦略」^{※2}の策定を受けた国の基準の一部改正に伴い、県の規則の一部改正を予定しており、この改正に対する意見の募集を行うものです。

※1 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号）

※2 政府において、子ども・子育て政策の理念や今後の集中的な取組み、将来像等をまとめたもの（令和5年12月22日閣議決定）。

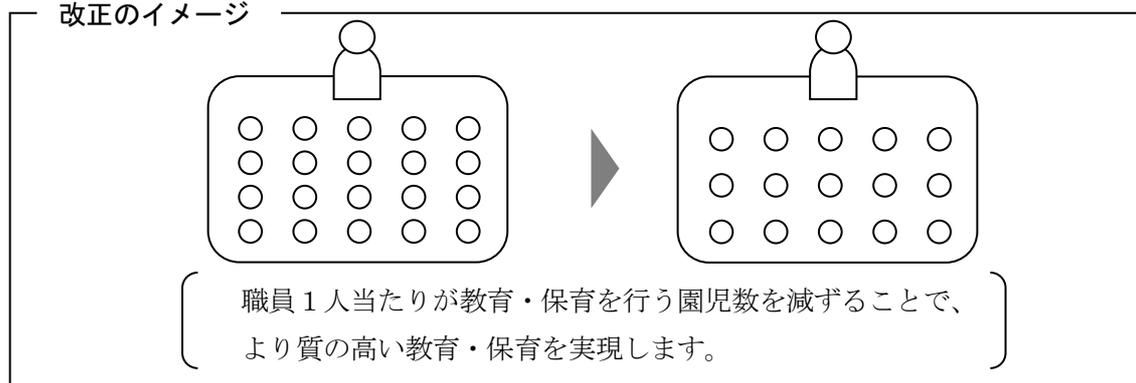
2 改正の内容

幼保連携型認定こども園の教育及び保育に従事する職員配置の見直し

幼児教育・保育の質の向上を図る観点から、より手厚い教育・保育の実現のため、職員配置の最低基準の改善を行います。

年 齢	現 行	改正案
3 歳児	おおむね園児20人につき職員1人以上	おおむね園児15人につき職員1人以上
4・5 歳児	おおむね園児30人につき職員1人以上	おおむね園児25人につき職員1人以上

改正のイメージ



3 施行期日等

公布の日

ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の基準による運営を妨げない経過措置を設けます。